《記入例③》転勤により別の事業所で特別徴収を継続する場合

下記記入例は、10月に転勤する給与取得者に対する徴収方法を、11月分から転勤先での特別徴収にする場合。

（ア）年税額〔6月～5月分〕120,000円　　（イ）徴収済額〔6月～10月分〕50,000円　　（ウ）未徴収税額〔11月分以降〕70,000円

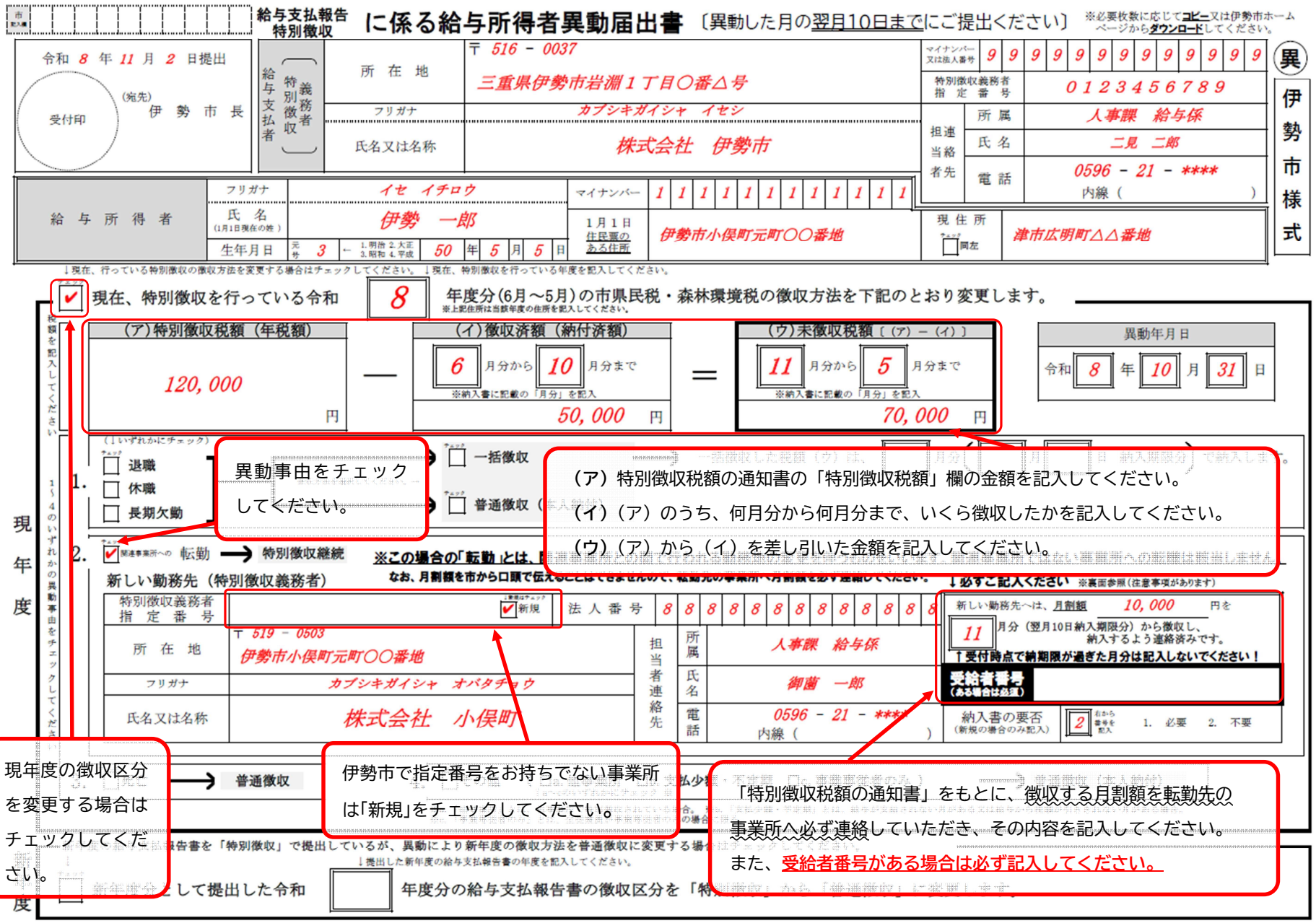

異動事由をチェックしてください。

（ア）特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。
（イ）（ア）のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。
（ウ）（ア）から（イ）を差し引いた金額を記入してください。

現年度の徴収区分を変更する場合はチェックしてください。

伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所は「新規」をチェックしてください。

「特別徴収税額の通知書」をもとに、徴収する月割額を転勤先の事業所へ必ず連絡していただき、その内容を記入してください。
また、受給者番号がある場合は必ず記入してください。

※この場合の「転勤」とは、関連事業所との間で行われる勤務地の変更を伴うものをいいます。
関連事業所ではない事業所への転職は該当しません。